

第四期特定健康診査等実施計画

タダノ健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 02 月 29 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	<ul style="list-style-type: none"> 1人当たりの医療費では「新生物」「呼吸器疾患」「循環器疾患」が高く、次いで「内分泌・栄養・代謝疾患」が高い。 1人当たりの医療費を年齢階級別でみると50代以降に全健保平均よりも医療費が上回る。 50代以降では特に「新生物」「内分泌・栄養・代謝疾患」が高い。 1人当たりの医療費を男女別にみると女性の方が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 50代以降に発症・重症化させないよう、予防対策が可能な「循環器疾患」「内分泌・栄養・代謝疾患罹患」の対策を講じる。 早期対応や重症化を防ぐために健診受診や特定保健指導対策など基本の保健事業を実施していく。 がん検診後の受診勧奨による精密検査、受診確認の徹底。 女性の健康づくり支援を強化する。
No.2	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病の受診勧奨者割合が増加 慢性腎臓病の要保健指導者が増えている。 人工透析1人当たりの医療費が全健保よりも高額 メタボ該当者のうち「高血糖・高脂血症・高血圧」の3つのリスクを持っている人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> すでに糖尿病の受診勧奨は実施しているため、「慢性腎臓病」という新たな視点での対策を行い、重症化予防対策を実施を目指す。（「慢性腎臓病」対策で、糖尿病、高血圧、高脂血症リスク保有者対策も兼ねる）
No.3	<ul style="list-style-type: none"> 運動習慣リスクが他健保よりも悪い 運動習慣なしの人に肥満リスク保有者割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防対策の1つとして運動習慣の改善に資するような対策を講じていく。 全国に加入者がいることから一律の対策ではなく、加入事業所ごとに自主的に実施できるような、事業所の取組をサポートする対策を検討する。
No.4	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者が他健保よりも多い メタボ予備軍、該当者の3割が喫煙者 1人当たりの医療費で最も高額な疾患が「新生物」について「呼吸器疾患」「循環器疾患」。 	<ul style="list-style-type: none"> 1人当たりの医療費が高額な疾患の要因の1つに喫煙が関係していることから、喫煙対策を引き続き実施していく。 個別の支援対策を継続しつつ、各事業所の健康経営の取り組みの1つとして禁煙対策を盛り込むことを推進していく。
No.5	<ul style="list-style-type: none"> 気分（感情）障害の1人当たりの医療費が増加。 気分障害の1人当たりの医療費を年齢別・男女別でみると男性では30代前半と40代前半が多く、女性は10代後半、50代前半、60代後半が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主が実施しているストレスチェックを基に実施しているメンタルヘルスクア対策に健保がどのように関わることができるか連携の方向性を模索する。
No.6	<ul style="list-style-type: none"> 残存歯数や健全歯数は多いものの、歯肉・歯周病の1人当たりの医療費が、全健保よりも高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯周病に関連の深い「循環器疾患」や「内分泌・栄養・代謝疾患」の医療費も高いことから、それらの疾患対策と合わせながら歯肉・歯周病対策の保健事業を推進する。

基本的な考え方（任意）

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。そのため、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着や食生活などの生活習慣の改善を行うことにより、生活習慣病の発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としている。

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	特定健診	対応する健康課題番号	No.1, No.2																																																							
<p>↓</p>																																																										
<p>事業の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～75、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者：定期健診と同時実施（5月～12月） 被扶養者：被保険者と同日受診もしくは受診券（5月～12月） 任継被保険者・被扶養者：受診券による健診実施（5月末～12月） 特定健診受診日は「健康を考える日」として、就業時間内または、特別休暇等の付与の実施 受診勧奨通知：10月頃に未受診被扶養者（受診券、個別受診）に送付 パート先受診者：パート先での健診結果を提出（インセンティブ有） </td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者：各事業所の定期健診に合わせて実施。 被扶養者：2月もしくは4月に受診調査。被保険者と同日受診か受診券受診を選択。 被保険者単身社員の家族については個別受診（日本健康文化振興会委託） 任継被保険者・被扶養者：受診券を5月末発送。 </td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～75、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者	方法	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：定期健診と同時実施（5月～12月） 被扶養者：被保険者と同日受診もしくは受診券（5月～12月） 任継被保険者・被扶養者：受診券による健診実施（5月末～12月） 特定健診受診日は「健康を考える日」として、就業時間内または、特別休暇等の付与の実施 受診勧奨通知：10月頃に未受診被扶養者（受診券、個別受診）に送付 パート先受診者：パート先での健診結果を提出（インセンティブ有） 	体制	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：各事業所の定期健診に合わせて実施。 被扶養者：2月もしくは4月に受診調査。被保険者と同日受診か受診券受診を選択。 被保険者単身社員の家族については個別受診（日本健康文化振興会委託） 任継被保険者・被扶養者：受診券を5月末発送。 	<p>事業目標</p> <p>健康状態の確認と生活習慣病の早期発見、重症化予防につなげるため実施率の向上を目指す（受診率93%以上/被扶養者80%以上）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定健診実施率</td> <td>93%</td> <td>93%</td> <td>93%</td> <td>94%</td> <td>94%</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>被扶養者の未受診者割合</td> <td>19%</td> <td>19%</td> <td>18%</td> <td>18%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被扶養者への受診勧奨通知</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>パート先受診者結果回収</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	アウトカム指標							特定健診実施率	93%	93%	93%	94%	94%	94%	被扶養者の未受診者割合	19%	19%	18%	18%	17%	17%	アウトプット指標							被扶養者への受診勧奨通知	1回	1回	1回	1回	1回	1回	パート先受診者結果回収	5人	5人	7人	7人	7人	10人
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～75、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者																																																									
方法	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：定期健診と同時実施（5月～12月） 被扶養者：被保険者と同日受診もしくは受診券（5月～12月） 任継被保険者・被扶養者：受診券による健診実施（5月末～12月） 特定健診受診日は「健康を考える日」として、就業時間内または、特別休暇等の付与の実施 受診勧奨通知：10月頃に未受診被扶養者（受診券、個別受診）に送付 パート先受診者：パート先での健診結果を提出（インセンティブ有） 																																																									
体制	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：各事業所の定期健診に合わせて実施。 被扶養者：2月もしくは4月に受診調査。被保険者と同日受診か受診券受診を選択。 被保険者単身社員の家族については個別受診（日本健康文化振興会委託） 任継被保険者・被扶養者：受診券を5月末発送。 																																																									
評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																																				
アウトカム指標																																																										
特定健診実施率	93%	93%	93%	94%	94%	94%																																																				
被扶養者の未受診者割合	19%	19%	18%	18%	17%	17%																																																				
アウトプット指標																																																										
被扶養者への受診勧奨通知	1回	1回	1回	1回	1回	1回																																																				
パート先受診者結果回収	5人	5人	7人	7人	7人	10人																																																				
<p>実施計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者：定期健診と同時実施（5月～12月） 被扶養者：被保険者と同日受診もしくは受診券（5月～12月） 任継被保険者・被扶養者：受診券による健診実施（5月末～12月） パート先受診者：パート先での健診結果を提出（インセンティブ有） </td> <td>前年度同様に実施</td> <td>前年度同様に実施</td> </tr> <tr> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> <tr> <td>前年度同様に実施</td> <td>前年度同様に実施</td> <td>前年度同様に実施</td> </tr> </tbody> </table>		R6年度	R7年度	R8年度	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：定期健診と同時実施（5月～12月） 被扶養者：被保険者と同日受診もしくは受診券（5月～12月） 任継被保険者・被扶養者：受診券による健診実施（5月末～12月） パート先受診者：パート先での健診結果を提出（インセンティブ有） 	前年度同様に実施	前年度同様に実施	R9年度	R10年度	R11年度	前年度同様に実施	前年度同様に実施	前年度同様に実施																																													
R6年度	R7年度	R8年度																																																								
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：定期健診と同時実施（5月～12月） 被扶養者：被保険者と同日受診もしくは受診券（5月～12月） 任継被保険者・被扶養者：受診券による健診実施（5月末～12月） パート先受診者：パート先での健診結果を提出（インセンティブ有） 	前年度同様に実施	前年度同様に実施																																																								
R9年度	R10年度	R11年度																																																								
前年度同様に実施	前年度同様に実施	前年度同様に実施																																																								



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	【香川県予防医学協会受診者】 ・被保険者：動機づけ→対象者全員実施、積極的→50歳以下のみ予防医学協会当日面談 ・被扶養者：予防医学協会にて健診後初回面談、以後継続支援 【その他】 ・健診データが集まり次第対象者に案内
体制	【香川県予防医学協会受診者】 ・被保険者：動機づけ→事業主・健保、積極的→予防医学・事業主・健保 ・被扶養者：予防医学協会へ全面委託 【その他】 ・香川連合会委託先に委託

事業目標

実施率を向上させ（実施率60%以上）、生活習慣関連疾患の予防につなげる（特定保健指導対象者割合の減少）。

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導対象者割合	18%	18%	17.5%	17.5%	17%	17%
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	23%	23%	24%	24%	25%	25%
腹囲2cm・体重2kg減を達成した者の割合	20%	20%	20%	20%	20%	20%
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導実施率	55%	55%	58%	58%	60%	60%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
【香川県予防医学協会受診者】・被保険者：動機づけ→対象者全員実施、積極的→50歳以下のみ予防医学協会当日面談・被扶養者：予防医学協会にて健診後初回面談、以後継続支援【その他】・健診データが集まり次第対象者に案内→指導は香川連合会委託先に委託	前年同様	前年同様
R9年度	R10年度	R11年度
前年同様	前年同様	前年同様

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体 2,061 / 2,216 = 93.0%	2,065 / 2,220 = 93.0%	2,074 / 2,230 = 93.0%	2,106 / 2,240 = 94.0%	2,115 / 2,250 = 94.0%	2,124 / 2,260 = 94.0%
		被保険者 1,553 / 1,577 = 98.5%	1,566 / 1,590 = 98.5%	1,576 / 1,600 = 98.5%	1,591 / 1,610 = 98.8%	1,601 / 1,620 = 98.8%	1,610 / 1,630 = 98.8%
		被扶養者※3 508 / 639 = 79.5%	499 / 630 = 79.2%	498 / 630 = 79.0%	515 / 630 = 81.7%	514 / 630 = 81.6%	514 / 630 = 81.6%
特定保健指導実施率	実績値※1	全体 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者※3 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定健康診査実施率	計画値※2	全体 204 / 371 = 55.0%	203 / 369 = 55.0%	214 / 369 = 58.0%	208 / 358 = 58.1%	215 / 358 = 60.1%	215 / 358 = 60.1%
		動機付け支援 104 / 148 = 70.3%	104 / 148 = 70.3%	104 / 148 = 70.3%	100 / 143 = 69.9%	107 / 143 = 74.8%	107 / 143 = 74.8%
		積極的支援 100 / 223 = 44.8%	99 / 221 = 44.8%	110 / 221 = 49.8%	108 / 215 = 50.2%	108 / 215 = 50.2%	108 / 215 = 50.2%
特定保健指導実施率	実績値※2	全体 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3 特定健康診査の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

特定健康診査等の実施方法（任意）

1. 受診場所

（1）特定健康診査

①事業主の安全衛生法に基づく健康診断にて受診する場合

受診機関：事業所契約受診機関、健保契約機関

対象者：被保険者及び事業主健診と同時受診を希望した被扶養者

②受診券にて受診

受診機関：健保連が指定する集合契約A及び契約B加入の受診機関

対象者：事業主健診と同時受診できない被扶養者および任意継続被保険者・同被扶養者

（2）特定保健指導

①被保険者

香川県予防医学協会受診者については、香川県予防医学協会、事業主保健師、健保保健師の共同で実施するため、健診施設、事業所、オンライン等で実施する。それ以外の受診者については、健保組合が委託する保健指導受託事業者が実施する。

②被扶養者

健保組合が委託する保健指導受託事業者が、事業所や自宅、オンライン等で実施する。

（3）費用

健診費用は、被保険者（任継者を除く）は事業主負担、それ以外はタダノ健康保険組合が負担する。特定保健指導については、タダノ健康保険組合が負担する。

2. 実施項目

「標準的な健診・保健指導プログラム」（令和6年度版）第2編 第2章に掲載されている健診項目とする。

3. 実施時期

（1）特定健康診査

5月～12月までとする。

（2）特定保健指導

特定健康診査が12月に終了することから翌年度の6月末を特定保健指導の終了期間とする。

4. 周知及び案内方法

特定健康診査及び特定保健指導に関する情報の周知及び案内は、各事業所を通じて行うか、被扶養者には個別案内、当健保組合の機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

5. 特定健康診査データの受領方法

特定健康診査のデータは、事業主と医療機関等から電子データもしくは紙媒体にて随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、外部委託機関で実施した特定保健指導のデータについても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

個人情報の保護

1. 基本方針

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の取扱いについては、個人情報保護に関する法律及び当健康保険組合の個人情報保護管理規程を遵守する。当健康保険組合及び、委託された健診・特定保健指導機関は、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

2. 記録の管理

当健康保険組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合職員及び事業所の保健師に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するものとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

この計画の内容は当健保組合のホームページに掲載し、常時閲覧可能とする。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

計画期間中に計画を見直す必要が生じたときは、これを見直す。また、当健康保険組合の職員及び事業主保健師で、特定健康診査・特定保健指導に係る業務に従事するものについては、特定健康診査・特定保健指導に関する研修に随時参加させる。